

レンタルジムスペース Lento

利用規約

第 1 章 総則

Lento 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、レンタルジムスペース Lento（以下、「本施設」といいます。）の利用に関し、本規約を定めます。本規約は、本施設の利用条件を定めるものであり、会員およびビジター利用者（以下、「利用者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、本施設を利用するものとします。

第 1 条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- 会員**：当社の承認を受け、月額会員プランを契約した者を指します。
- ビジター利用者**：会員ではないが、利用登録を行い、ビジター利用料を支払うことで単発利用を行う者を指します。
- 本施設**：当社が運営する「レンタルジムスペース Lento」を指します。

第 2 条（目的）

本施設は、利用者に対し、トレーニングのためのレンタルスペースを提供し、健康維持および身体機能の向上を支援することを目的とします。また、パーソナルトレーナーや施術者が指導や施術を行うための活動スペースとしても活用できる環境を整え、専門的なサポートを提供できる場とすることを目的とします。

第 3 条（適用）

- 本規約は、本施設を利用するすべての会員およびビジター利用者に適用されます。
- 本規約のほか、別途規定するルール・ガイドライン・当社が都度案内する追加規程や個別規程等（以下、「個別規程等」といいます。）も、本規約の一部を構成するものとします。
- 会員およびビジター利用者は、本規約および個別規程等に同意のうえ、本施設を利用するものとします。

第 2 章 利用制度

第 4 条（利用制度）

本施設は、会員およびビジター利用者が利用できる施設とします。

本施設を利用するためには、以下の手続きを行うものとします。

- 会員**：本規約および個別規程等に同意し、第 6 条に定める入会手続きを完了すること。
- ビジター利用者**：本規約および個別規程等に同意し、利用登録を行うこと。

第 5 条（利用要件）

本施設を利用するためには、以下の条件を満たす必要があります。

- 本施設の目的・趣旨を理解し、本規約および個別規程等に同意し、遵守できること。
- 本施設の利用に支障がない健康状態であり、医師から運動を禁止されていないこと。
- 伝染病その他、他人に感染または伝染するおそれのある疾病を有していないこと。

- 妊娠していないこと（医師の許可がある場合を除く）。
- 反社会的勢力関係者でないこと。
- 20 歳以上であること。
- 日本国内に居住し、かつ、本サービスの継続利用が可能であること。
- 次のいずれかに該当する場合、利用を禁止します。
 - 酒気を帯びている（二日酔いを含む）場合。
 - 刃物などの危険物を所持している場合。
 - 37.5 度以上の発熱または咳などの体調不良が認められる場合。
 - 傷病を有している場合。
 - 感染症に罹患しているおそれがあると認められる場合。
 - 妊娠している場合（医師の許可がある場合を除く）。
 - 反社会的勢力関係者である場合。
 - 衣服等で覆い隠せない刺青・タトゥー（シールを含む）がある場合。
 - 本規約および個別規程等、ならびにスタッフの指示に従わない場合。
 - 言語・聴覚・視覚情報を通じた当社スタッフの指示を理解できず、本施設の安全な利用が困難と認められる場合。
 - 月会費・入会金等、本施設の利用に関して当社に支払うべき費用を滞納している場合。
 - 過去に当社から第 25 条（除名処分）または第 24 条（利用制限通告）を受けた場合であり、当社の審査において利用者として適当でないと判断された場合。

第 6 条（入会手続）

- 入会希望者は、氏名・住所・連絡先・生年月日等の登録情報を当社に提供し、当社のデータベースに登録されるものとします。
- 当社は入会申込みに対し所定の審査を行い、本規約および個別規程等を遵守できないと判断した場合、入会を拒否できるものとします。

第 7 条（利用料）

1. 会員の利用料

(1) 入会時料金および月会費・都度利用料

- 入会時にお支払いいただく金額を「入会時料金」とし、以下を含みます。
 - 入会金
 - 入会当月分の月会費
 - 入会翌月の月会費
 - 個別オプションを利用する場合、入会当月分および入会翌月の個別オプション料金
- 入会翌々月分以降の利用料金は、「月会費」＋「都度利用料」＋「個別オプション料金」で構成されます。

(2) 支払方法および支払時期

- 入会時料金は、入会日に当社指定のクレジットカード決済にてお支払いいただきます。
- なお、支払われた入会金・入会当月分の月会費・入会当月分の個別オプション料金は、いかなる理由があっても返還いたしません。
- 入会翌々月分以降の月会費および個別オプション料金は、翌月分を毎月 20 日に、当社指定のクレジットカード決済にて合算して自動引落しされます。

- ・ 20 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引落としとなります。
- ・ 月会費に加え、ご利用の際には利用時間に応じた「会員専用利用券」を購入いただきます。
- ・ 会員専用利用券は、事前に予約サイトからクレジットカードにて購入してください。
- ・ クレジットカード決済は、会員本人名義のカードにて行うものとします。

なお家族カード等で券面に本人名義が印字されているものも使用可能です。

(3) 日割り計算および支払い義務

- ・ 各月 1 日から末日までの利用に対する対価を「当該月分の月会費」とし、入会日が月途中である場合、その月の月会費は日割り計算にて算出されます。
- ・ 会員は、入会日から退会日（本規約第 23 条）までの月会費および都度利用料、個別オプション料金の支払い義務を負い、当社が特別に認める場合を除き、支払い義務を免れることはできません。

2. ビジター利用者の利用料

(1) 利用券の購入

- ・ ビジター利用者の利用料は、当社が定めるビジター利用券（以下、「利用券」といいます。）の購入を通じて支払うものとします。
- ・ ビジター利用者は、まず利用券を購入し、その後、利用券を使用して予約を行う方式とします。
- ・ 利用券の有効期限は、購入日から 1 年間とします。

(2) 利用券の購入および支払方法

- ・ 利用券は、当社が指定するクレジットカード決済にて事前購入するものとします。

第 8 条（予約とキャンセルポリシー）

1. 予約の変更・キャンセル

- ・ 予約の変更・キャンセルは、利用開始の 1 時間前まで可能とします。
- ・ 1 時間前を過ぎた場合、利用済みとして利用券が消費され、再利用はできません。
- ・ 無断キャンセルの場合も、利用券が消費され、返金はできません。

2. 当日キャンセルが多い場合の対応

- ・ 直近 1 ヶ月間に 3 回以上の当日変更・キャンセルがあった場合、1 ヶ月間は「当日予約のみ受付」とする制限をかけることがあります。

3. 利用券の利用条件

- ・ **ビジター利用券**：非会員も購入・利用可能とします。
- ・ **会員専用利用券**：
 - ・ 会員期間のみ利用可能です。（休会中・退会後は利用できません）。
 - ・ 休会期間中は利用できません。再開後に再び使用可能とします。
 - ・ 退会した場合、未使用の利用券は無効となり、返金はできません。

4. 利用券の返金対応

- ・ 予約のキャンセルだけでは、返金はされません。
- ・ 返金を希望する場合、購入から 2 週間以内に、お問い合わせフォームまたは公式 LINE で申請するものとします。
- ・ 2 週間を過ぎた場合、いかなる理由でも返金対応は行いません。

第 9 条（個別オプション）

契約ロッカー：

- ・ 所定の料金を支払うことで、おひとりにつき 1 個のロッカーを利用できるサービスです。

- ・ 契約は月単位とし、月途中の解約は不可とします。
- ・ 解約を希望する場合は、前月 10 日までに申し出ることとします。

第 10 条（告知義務および通知義務）

1. 会員およびビジター利用者は、申込書類その他当社に提出する情報において、事実を通知するものとします。
2. 会員およびビジター利用者は、前項において通知した事実に変更が生じた場合、または虚偽であることが判明した場合、速やかに当社に通知し、当社所定の手続きを行うものとします。
3. 会員およびビジター利用者が前各項の義務を怠ったことにより、当該会員およびビジター利用者または第三者に生じた一切の損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は当該損害に対する一切の責任を負いません。

第 11 条（本施設利用時の遵守事項）

1. 利用時間の厳守

- ・ 予約時間前の入室は禁止です。
- ・ 早く到着した場合でも、予約時間までは入室せずにお待ちください。
- ・ 予約の延長はできません。事前に余裕を持ってご予約ください。
- ・ 時間前入室または無断延長が発覚した場合、トレーニングの有無にかかわらず、滞在時間分の利用料金を別途請求します。
- ・ 請求から 1 週間以内に支払いがない場合、支払われるまで一切の利用ができません。支払い確認後、速やかに利用を再開します。

2. 施設の清潔保持

- ・ 利用後は必ず清掃を行い、使用した器具やプレートは元の位置に戻してください。
- ・ 清掃には備え付けのアルコール・ペーパーを使用してください。
- ・ 土足での入室は禁止です。
- ・ 飲食物やプロテイン粉末の持ち込みは禁止です（フタ付きペットボトルや水筒は可）。

3. 禁止行為

- ・ 器具や設備の破損行為（過失・故意を問わず弁償対象）
- ・ 安全確保のため、セーフティバーを使用しないトレーニングは禁止です。
- ・ 壁や鏡にもたれかかる行為
- ・ 騒音や振動が大きいトレーニングは禁止です（例：床引きのデッドリフト、バーベルドロップ）
- ・ 施設を自分のもののように見せかける行為
- ・ ペットの持ち込み
- ・ 営業目的や勧誘活動は禁止です（宗教・政治活動、寄付、署名活動、物品販売、ネットワークビジネスを含む）
 - ※ただし、パーソナルトレーニングにおける報酬受領や、インソールやサプリメントの販売は、自己責任の範囲で認めます。
- ・ 強い匂いを発するものの使用は禁止です（香水やアロマオイルなど、他の利用者に不快感を与えるもの）
- ・ 施設内での喫煙（電子タバコ・無煙タバコを含む）および飲酒は禁止です。
- ・ 上半身裸や下着姿で部屋から出ないでください。
- ・ その他、施設の秩序や運営に影響を及ぼすと管理者が判断する行為

第12条 (免責事項)

当社は、以下の各号について責任を負わないものとします。

- ・ 施設利用中に生じた怪我や事故。
- ・ 施設内での金銭および所持品の紛失・盗難。
- ・ 会員および利用者同士のトラブル。
- ・ 施設の利用制限・休業により発生する損害。
- ・ 規約違反による損害。
- ・ その他、当社の責に帰すことのできない事由による一切の損害。

第13条 (会員およびビジター利用者の責任)

1. 会員およびビジター利用者は、本施設の利用を自己の責任において行い、生じた損害を負担するものとします。
2. 本施設の利用を通じて当社または第三者に損害を与えた場合、自らの責任と費用負担において賠償するものとします。
3. 同伴者が施設・設備器具の破損やトラブルを起こした場合、その責任は全て会員およびビジター利用者が負うものとします。

第14条 (会員資格および利用権の譲渡・貸与・名義変更等の禁止)

1. 会員は、会員資格および利用権を第三者に貸与・譲渡・担保供与・名義変更することはできません。
2. 当社が事業を第三者に譲渡する場合、本規約に基づく権利・義務を譲受人に譲渡できるものとします。

第15条 (利用の制限)

当社は、本施設運営を円滑に行うため、会員およびビジター利用者の利用時間・回数・人数を制限することがあります。

1. 次の場合、当社は会員の利用を制限できるものとします。
 - ・ 施設内の点検・修理・改装を行う場合。
 - ・ 特別なイベント等を実施する場合。
 - ・ 気象災害、天変地異、その他不可抗力により施設が利用できない場合。

第16条 (会員アカウントの利用)

1. 契約中のアカウントの使用は会員本人に限定されるものとします。
2. 本施設の利用は、必ず契約者本人が行うものとし、同伴者を除き、第三者の立ち入りを禁止します。契約している会員以外での利用はできません。

第17条 (パーソナルトレーナー等の利用)

1. 施設利用中に発生したトラブルについては会員およびビジター利用者が全責任を負うものとします。
2. 会員およびビジター利用者とそのクライアント間でのトラブルについて、本施設は一切の責任を負わないことを説明し、同意を得るものとします。

3. クライアントに対して事前に本施設の免責事項を説明し、同意を得るものとします。利用開始時点で同意が得られているものとみなします。
4. 本規約や施設ルールに違反し、悪質な場合は利用を禁止することがあります。

第18条 (損害・トラブル対応)

1. 施設・設備器具の破損は、過失・故意を問わず弁償対象とします。
2. 弁償は、現状回復または必要な金額を負担するものとします。
3. 修理可能な場合は修理費用、修理不能な場合は新品購入費用を弁償対象とします。
4. 防犯カメラの映像を確認し、故意または過失による破損が認められた場合、弁償請求を行います。
5. 施設内での盗難・事故について、当社は一切の責任を負いません。

第19条 (利用者アカウント)

利用者アカウントは、当社による会員の除名手続、その他利用資格喪失、または最終利用日から2年以上経過した場合、削除されるものとします。

第20条 (休会)

1. 会員は、入会日を含む月を1ヶ月目とし、3ヶ月目以降に休会することができます。休会とは、会員の本施設利用の権利を一時的に停止することをいいます。
2. 会員は、会員サイトまたはお問い合わせフォーム、公式LINEにて申し出ることによって休会することができます。会員は1回の休会手続につき、休会開始日から1年間を上限として本施設を休会することができます。
3. 各月10日までに休会の手続を完了した場合、翌月1日から休会することができます。手続の完了が10日を過ぎた場合、翌々月1日からの休会となります。
4. 休会開始日から休会終了日までの期間中、月会費の支払い義務は免除されます。ただし、休会開始日までの期間については、本施設の利用有無にかかわらず月会費の支払い義務が発生します。
5. 会員は、最長休会期間の1年を経過した場合、第23条第1項に定める退会手続を経ることなく本施設を自動的に退会するものとします。なお、退会時点で入会時料金および月会費などの未納がある場合、第23条に基づき対応するものとします。
6. 退会後に再入会を希望する場合、あらためて新規の入会手続を行う必要があります。
7. 休会期間の日数は、利用期間への通算を行いません。
8. 休会中は、会員専用利用券の購入および利用はできません。

第21条 (再開)

1. 休会期間中の会員が利用を再開する場合、会員サイトまたはお問い合わせフォーム、公式LINEにて申し出るものとします。
2. 各月10日までに再開の手続を完了した場合、翌月1日から再開できます。手続の完了が10日を過ぎた場合、翌々月1日からの再開となります。
3. 利用再開手続が完了し、当月分および翌月分の月会費を当社指定のクレジットカード決済にて支払いを完了した会員は、休会前と同条件で本施設を利用できるものとします。

第22条 (会員資格の喪失)

会員は、以下のいずれかに該当する場合、会員資格および会員として有する権利をすべて喪失します。

1. 第23条に定める退会を申し出て、当社がこれを承認した場合。
2. 第25条に基づき除名された場合。
3. 会員本人が死亡した場合。
4. 当社が事業の撤退など、やむを得ない事情により本施設を閉鎖した場合。
5. 会員資格を喪失した場合、当社は該当会員の会員アカウントのアクセス権限を停止します。なお、すでに会員が支払った入会時料金および月会費については、一切返還されません。

第23条 (退会)

1. 会員が自己都合により本施設を退会する場合、会員はお問い合わせフォームまたは公式LINEにて申し出るものとします。退会とは、当社と会員の契約関係を終了させることをいいます。
2. 前月10日までに退会の手続きを完了した場合、翌月末日をもって退会となります。なお、退会日までの在籍期間中の入会時料金および月会費は、本施設の利用有無にかかわらず支払い義務を負います。
3. 入会時料金および月会費が未納の場合、退会手続きを行うまでに完納するものとします。
4. 会員が自己都合により入会時料金および月会費を3ヶ月以上滞納した場合、自動的に退会扱いとなります。ただし、滞納分については完納義務を負います。

第24条 (施設利用の制限、禁止、退場)

会員およびビジター利用者が以下のいずれかに該当する場合、当社は当該利用者に対し、本施設の利用を制限または禁止することができます。

1. 第5条に定める利用要件を満たさなくなった場合。
2. 第11条に定める遵守事項に違反した場合。
3. 本施設の本規約および個別規程等に違反した場合。
4. その他、当社が本施設の利用にふさわしくないと判断した場合。

第25条 (会員の除名)

会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は当該会員を本施設から除名することができます。

1. 第5条に定める利用資格を喪失した場合。
2. 第11条に定める遵守事項に違反した場合。
3. 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていた場合。
4. 本施設の本規約および個別規程等に違反した場合。
5. 利用料の支払いを滞納し、催告を受けても完納しない場合。
6. その他、当社が本施設の会員としてふさわしくないと判断した場合。
7. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は当該会員との間に成立した本施設利用に関する契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員は当該解除によって発生した損害の賠償請求および当社に支払済の金員の返還請求を行うことはできません。

第3章 運営管理

第26条 (休業日)

年末年始、設備等の点検・メンテナンスや改装等による休業日等当社が定める日を本施設の休業日とします。

第27条 (施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するとき、本施設は施設の全部又は一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。その場合、緊急の場合を除き原則として1週間前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖並びに休業それぞれの原因および理由および期間等にかかわらず、会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されたりすることはありません。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき
 - (2) 本施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないとき
 - (3) 臨時休業等によるとき
 - (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合等の重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき
2. 前項各号の一時的閉鎖、一時的休業については、当社のホームページ、その他当社が定める方法により通知します。

第28条 (遅延損害金)

会員が当社に対する(入会時料金および月額料金その他支払うべき)利用料の支払いを怠ったとき、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について年14.6%の割合(1日あたり0.04%相当)による遅延損害金を支払う義務を負います。

第29条 (諸費用の変更並びに運営システム変更について)

当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。

2. 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。

第30条 (個人情報保護)

当社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報ははじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。プライバシーポリシーは当社ホームページに掲示いたします。

2. 会員が各種届出書に記載した内容について、当社は登録手続、諸連絡のほか、当社の提供するサービスの向上を図る目的に限り使用します。ただし、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

3. 防犯カメラの運用

(1) 防犯カメラを設置し、管理者(当社の店舗責任者およびオーナー)のみが映像を閲覧できません。

(2) 録画データは管理者が必要と判断した場合にのみ確認し、利用者本人の請求による開示は行いません。

(3) 警察の要請があった場合は、録画データを提供します。

第31条（細則）

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、当社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができますものとします。

第32条（本規約の変更）

当社は、以下のいずれかの場合に、当社の裁量により、本規約を変更することがあります。

(1) 規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき

(2) 規約の変更が規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約の変更をすることが変更に係る事情に照らして合理的なとき

(3) 当社は前号による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、規約を変更する旨、および変更後の規約の内容とその効力発生日を当社のホームページ、その他当社が定める方法により通知します。変更後の規約の効力発生日以降に当社の本サービスを利用したとき、又は前号に定める規約の変更の通知後1ヶ月の経過をもって、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第33条（準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第34条（管轄裁判所）

本施設、本サービスおよび本規約に関する一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（発効）

本規約は、2022年7月1日より発効とします。

改定：2025年4月1日